

名古屋岩の上教会・憲法カフェ

2021年6月27日(日)

原発と平和憲法について

小出 裕章

1

人々が生きる街で原爆が炸裂



広島原爆の
キノコ雲

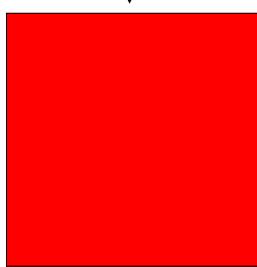
16kT=
1万6000トン
東京大空襲
1800トン

3

100万kWの原子力発電所1基が1年
運転するごとに燃やすウランの重量
1トン
(生成する核分裂生成物の重量)

大量に必要とされる燃料
大量に生み出される放射性物質

広島原爆で燃えたウランの重量
800g
(生成した核分裂生成物の重量)



4

事故は必然

どんな機械も時に故障し、事故も起こす
人間は神ではない。必ず誤りを犯す。
原子力発電所も機械であり、
事故から無縁ではありえない。
大きな事故が起きないことを願ったとしても、事故は人間の願いと関係なく起きる。

5

破局的事故を防ぐ方策

私

原子力は使わない、すでに建ててしまつた原子力発電所は即刻全て廃止する。

原子力推進派（私とごく少数の仲間を除いた原子力専門家のほぼ全員）
慎重に運転すれば大丈夫だろう。
でも、万一でも大きな事故が起きると大変なので、原子力発電所は都会に建てない。

6

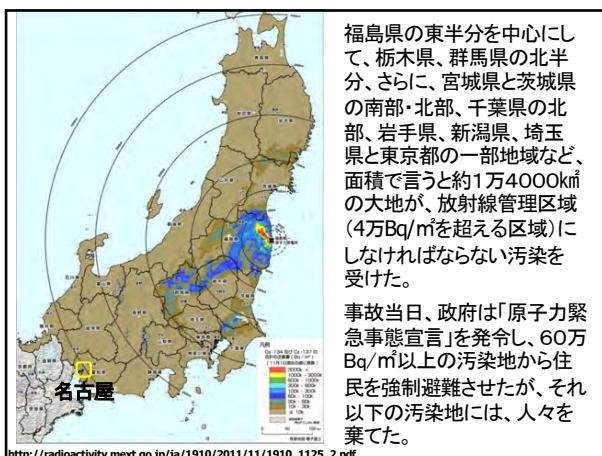
電力の恩恵は都会が受け、危険は過疎地に押し付けられた。こんな不公平・不公正は初めから認めてはいけない。日本で運転された57基の原発はすべて自由民主党が政権を取っている時に認可された。



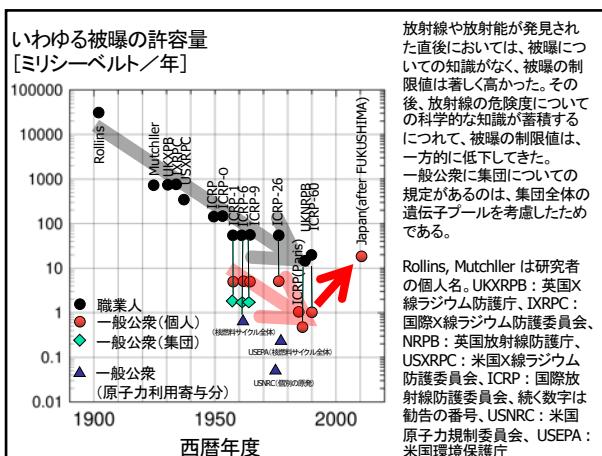
7



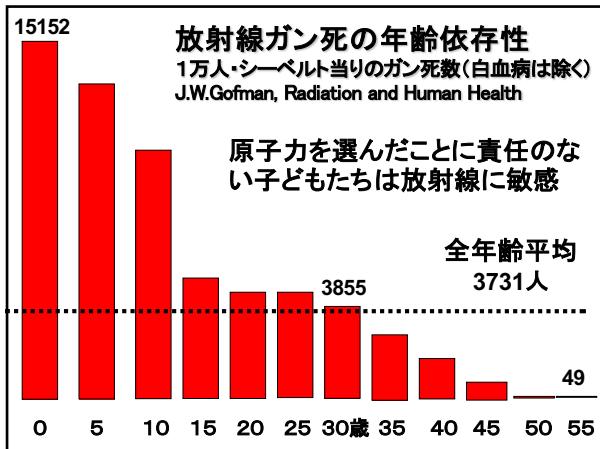
8



9



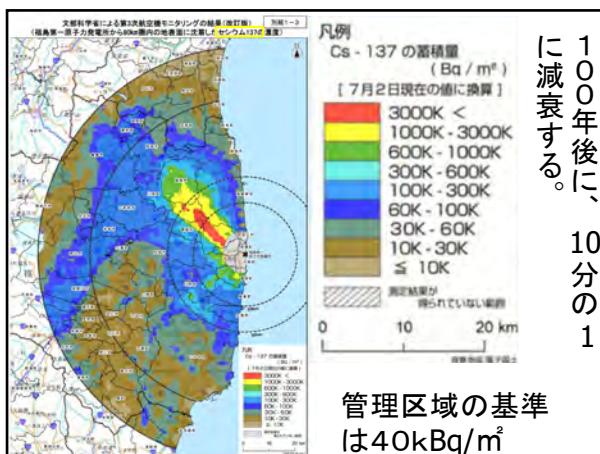
10



11



12



13

解除できない 原子力緊急事態宣言

国民が法律を破ると国家は処罰する。

それなら、法律を守るのは、国家の最低限の義務であろう。
日本では、一般人には1年間に1ミリシーベルト以上の被曝をさせではないといふ法律がある。

放射線管理区域から、1平方メートルあたり4万ベクレルを超えて放射能で汚れたものを管理区域外に持ち出してはならないという法律もあった。

福島原発事故を引き起こした最大の犯罪者は政府であり、その政府は、緊急事態を理由に、特措法を乱発して、事故から10年以上たった今も、棄民を続けていた。

大地を汚染している主成分はセシウム137で、その半減期は30年。
100年たっても、汚染は10分の1にしかならない。

日本は今後100年以上、原子力緊急事態宣言下にあり続ける。

14

膨大で深刻な被害と 被害者がいる

では、加害者は
誰なのか？

15

原子力安全神話を 振りまいた原子力ムラ

日本では、国が「原子力平和利用」の夢をばらまき、原子力損害賠償法、電気事業法などを作り、電力会社を原子力発電に引き込んだ。その周囲には、三菱、日立、東芝など巨大原子力産業が利益を求めて群がり、さらにゼネコン、中小零細企業、労働組合、マスコミ、裁判所、学界など、すべてが一体となって「原子力ムラ」と呼ばれる巨大な権力組織を作り、原子力を進めた。

「原子炉立地審査指針」で考慮する「重大事故」「仮想事故」では、いついかなる時も、格納容器は絶対に壊れない。

格納容器が壊れる事故は想定不適当として無視した。

そのうえ、東京電力は政府の地震調査研究推進本部による津波の予測さえ無視し、破局的事故を招いた。

さらに、事故が起きてからは、その事故は「想定外」だったとして、責任を認めない。

16

「原子力安全神話」は崩れ、 「被曝安全神話」が作られた。

2011年3月11日、福島第一原子力発電所の事故が事実として起こり、「原子力安全神話」は崩れた。

ところが、事故を起こしたことにして責任がある「原子力ムラ」の「高学歴エリート」たちの誰一人として責任を取ろうともしないし、処罰もされていない。

彼らは無傷で生き延び、放射能汚染地に人々を棄て、マスコミと教育を支配し、被曝しても安全だと「被曝安全神話」を振りまき始めた。彼らは、放射線業務従事者に対してようやくに許した1年間に20ミリシーベルトの被ばくを被曝感受性の高い子どもにも許容するという。

私は彼らは犯罪者だと思うので、彼らを「原子力マフィア」と呼ぶようになった。可能なら、彼らを全員、刑務所に入れたい。

17

原子力マフィアの犯罪

今、福島県浜通りでは福島イノベーション・コスト構想なる巨大工事が進行している。そこでは、日立、三菱、東芝などの原子力産業、鹿島建設、大林組、熊谷組などのゼネコンが巨額の受注を得て、大規模工事を進めている。彼らは原発を建設・運転する時に大儲けをし、事故が起きたら除染で大儲けをし、そして今、復興で大儲けをしている。フクシマ事故は天災ではなく、人災である。その加害者である原子力マフィアが復興と称した大規模工事で巨額の儲けを得、被害者たちの苦難は一層深まっている。

イノベーション・コスト構想の一部に東日本大震災・原子力災害伝承館がある。その伝承館は双葉町に2020年9月20日オープンした。そこには「被害」という言葉も「被害者」という言葉もない。もちろん「加害」「加害者」もなく、ひたすら復興をアピールする場である。そこでの案内係は国や東電を批判することも許されない。

フクシマの復興とは、そこで生きてきた人たちの復興であり、被害者たちの復興でなければならない。

18

「復興」の掛け声のもと、 押しつぶされる被害者たち

東北地方、関東地方の広大な地域が、本来なら「放射線管理区域」に指定しなければならないほど汚染されている。

被曝は微量でも健康に被害を受ける。まさに実害。

それなのに国は、一度は避難した人たちに対して、汚染地への帰還を指示し、2017年3月末には自主避難している人も含め、住宅支援が打ち切られた。曲がりなりにも支援を延長してきた自治体も2019年3月には支援を打ち切り、被害者の追い出しにかかっている。

棄てられてしまった人々の多くは長く続く苦難に疲れ果て、諦め、汚染地で生きるしかなくさせてしまっている。そうなれば、自分たちの故郷を何とか復興しようとする。

人は四六時中恐怖を抱えながら暮らすことはできない。人々は汚染を忘れないと思うし、国は積極に忘れさせようとする。幸か不幸か、放射能は五感に感じられない。

今、福島では、復興が最優先とされ、福島県産の食品が安全であることを示すとして学校給食にも福島県産の食品が意図的に使われ、2015年秋以降は、国道6号線の「清掃」作業に学校児童が動員されるようになっている。

逆に、汚染があることを口にすると復興の邪魔だと非難される。

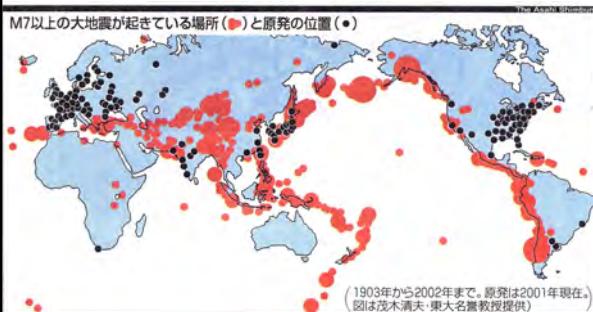
19

為すべきこと

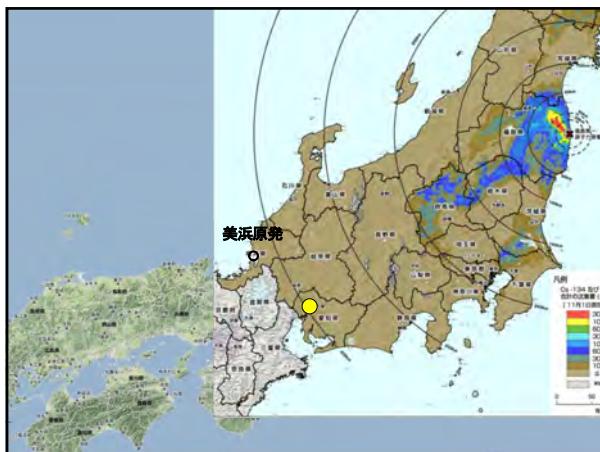
強制避難させられて故郷を追われた人は被害者。汚染地に棄てられた人も被害者。生活や家庭の崩壊を覚悟で自主的に避難している人も被害者。汚染された食べ物は流通ルートに乗って流れしており、それを知らずのうちに食べている私たちだって被害者。でも、この事故を引き起こした加害者の側は、誰も責任を取らないまま、被害者同士を分断し、原子力を進めようとしている。大切なことは、被害者には多様な苦悩があることをお互いに認め合い、非難し合うのではなく助け合って、加害者と闘うことである。

20

地震の巣と原発の立地点



21



22

休憩にしましょう

23

憲法第9条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、國權の發動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、國際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力を認めない。國の交戦権は、これを保持しない。

第2章 戰争の放棄
第9条

日本政府の公式見解

自衛のための必要最小限度を越えないことを禁止する。憲法によつておらないも禁止されがつて、右の限度にとどまるものであります。たがつて、核兵器である限り、通常兵器であらうと通常兵器であるとを問わずこれを禁ずることは禁ずることではない。

一九八一年四月五日の参議院における政府答弁

25

「わが国の外交政策大綱」

外務省・外交政策企画委員会内部資料（1969年9月25日）

核兵器については、NPTに参加すると否とにかわらず、当面核兵器は保有しない政策はとるが、核兵器製造の経済的・技術的ポテンシャルは常に保持するとともに、これに対する掣肘を受けないよう配慮する。又、核兵器一般についての政策は国際政治・経済的な利害得失の計算に基づくものであるとの趣旨を国民に啓発することとし、将来万一の場合における戦術核込みに際し無用の国内的混乱を避けるよう配慮する。

26

核武装のために進められた原子力と ロケット開発（外務省幹部の談話）

個人としての見解だが、日本の外交力の裏付けとして、核武装の選択の可能性を捨ててしまわない方がいい。保有能力はもつが、当面、政策として持たない、という形でいく。そのためにも、プルトニウムの蓄積と、ミサイルに転用できるロケット技術は開発しておかなければならぬ。

27

使い分けられてきた言葉

日本では、「Nuclear」という言葉がある時は「核」、ある時は「原子力」と使い分けられ、「核」は軍事利用で悪いもの、「原子力」は平和利用でよいものであるかのように宣伝されてきた。

そして「Nuclear Development」を朝鮮民主主義人民共和国やイランが行う時は「核開発」だとして口を極めて非難し、日本が行う時は「原子力開発」と訳して、文明国家としてどんどん進めるとしてきた。

しかし、他人に「Nuclear Development」を禁じるのであれば、自分もしてはいけない。自分がするのであれば、他人がすることも認めなければいけない。

28

原子力基本法の改定

2012年6月20日成立

第2条 原子力利用は、
平和の目的に限り、
（基本方針）
的確保を旨として、
運営の下に、
この行為を行うものとし、
その成果を公開し、
進んで国際協力を^{する}。
民安全の確保を目的とす
る。我が國の安全の確
保には、
生命、健康及び財産に
關するものとす
る。

29

横畠裕介内閣法制局長官の見解

「保持」だけでなく、「使用」も合憲！？

核兵器使用について
「国内法上、国際法上
制約がある」としたう
えで、「憲法上、あら
ゆる種類の核兵器の使
用がおよそ禁止されて
いる」というふうには考
えていない」

「核兵器は武器の一種。
核兵器に限らず、あら
ゆる武器使用は国内法、
国際法の許す範囲で使
用すべきものと解して
いる」

（二〇一六年三月一八日参院予算委員会での答弁）

30

「戦後」が「戦前」に変わる日

先の第2次世界戦争は1945年に終わった。
私が生まれたのは1949年
そのため、私は自分を「戦後世代」と呼んできた。
しかし、安倍晋三さんたち自民党は、特定秘密保護法制定、武器輸出三原則撤廃、集団的自衛権の容認、共謀罪の制定、「北朝鮮」の脅威を煽り、憲法改悪と一緒に戦争への道を敷こうとしてきた。
今は、戦争前夜の状態となっていて、私は自分を「戦前世代」と言わなければならぬ時代となった。

31

渡邊白泉

戦争が 廊下の奥に 立っていた

32

大きな流れは気付いた時には止められない

マルチン・ニーメラー牧師の告白

ナチスがコミュニストを弾圧したとき、私はとても不安だった。が、コミュニストではなかったから、何の行動も私は行わなかった。その後、ナチスはソシアリストを弾圧した。私はソシアリストではないので、何の抗議もしなかった。それから、ナチスは学生・新聞・ユダヤ人と順次弾圧の輪を広げて行き、その度に私の不安は増大した。が、それでも私は行動しなかった。ある日、ついにナチスは教会を弾圧して来た。そして私は牧師だった。が、もうその時はすべてがあまりにも遅すぎた。

33

歴史の巨大な流れ と個人の責任

かつての戦争の時、大多数の日本人は戦争に協力した。大本営発表しか流されなかつたし、戦争を止めるとは誰にもできなかつた。

戦争に反対し、国家によって殺された人もいた。その上、ごく普通の人々が、よい日本人であればあるだけ、戦争に反対する人を非国民と呼び、村八分にし、殺していくた。

戦後、多くの人は騙されたからだと言い訳をした。教室に御真影を掲げ、日本は神の国だ、鬼畜米英だと教えていた教師たちは、戦後一斉に教科書に墨塗りし、民主主義だと言い出した。

大きな歴史の流れの中でどのように生きたのか、私たちは未来の子どもたちから必ず問われる。

34

終わります



ありがとうございました
